

食物栄養学科 履修登録上の注意事項

【一般事項】

- 1 履修登録後は、原則として履修内容の変更は認められません。
- 2 授業科目は、基本的にそれぞれに割り当てられた学年で履修してください。
- 3 授業科目のうちで、A、B、C等の区別のあるものは、そのいずれか一つしか履修できません。
- 4 クラスが指定されている授業科目は、自分が指定された授業科目を履修してください。
- 5 本学及び他の教育施設等での既修得単位が、本学の単位として認定されることがあります。1年次入学後2週間以内に学部事務室まで申し出てください。(入学前の既修得単位の認定)
- 6 卒業要件単位数は、基礎教育科目(16単位以上)、専門教育科目(49単位以上)です。
また、系列ごとに必要単位数を満たす必要があるため、注意してください。

【基礎教育科目】

- 1 単位互換科目について
 - (1) 「フランス語Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」は原則としてⅠの単位を修得していないとⅡを履修できません。
 - (2) 同「スポーツ実技Ⅰ」及び「スポーツ実技Ⅱ」は、基礎教育科目の健康管理科目として履修可能です。「スポーツ実技Ⅰ」、「スポーツ実技Ⅱ」には履修順序はありません。片方だけの履修も可能です。「スポーツ実技Ⅰ」または「スポーツ実技Ⅱ」で認定されるのはそれぞれ1単位までで、卒業単位として認定されるのは上限2単位です。
- 2 外国の言語と文化について
「外国の言語と文化(中国語)Ⅰ・Ⅱ」、「外国の言語と文化(ハンゲル)Ⅰ・Ⅱ」についてⅠの単位を修得しないと、Ⅱの授業は履修できません。

【専門教育科目】

- 1 選択科目のうち18単位以上、展開科目のうち4単位以上を修得すること。
- 2 2コマ連続、3コマ連続授業は、全ての時限の授業を受けて単位が認定されます。